

いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

## 令和2年分から適用される源泉所得税に関する改正事項

次の2つの改正は、令和2年分以後の所得税について適用されますのでご注意ください。

### 1 給与所得控除及び基礎控除に関する改正

#### (1) 給与所得控除の改正

- ① 給与所得控除額が一律10万円引き下げられました。
- ② 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が850万円、その上限額が195万円にそれぞれ引き下げられました。

#### (2) 基礎控除の改正

- ① 基礎控除額が10万円引き上げられました。
- ② 合計所得金額が2,400万円を超える所得者についてはその合計所得金額に応じて控除額が通減し、合計所得金額が2,500万円を超える所得者については基礎控除の適用はできないこととされました。

### 2 各種所得控除等を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件等の改正

同一生計配偶者、扶養親族、源泉控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び勤労学生の合計所得金額要件がそれぞれ10万円引き上げられ、次表のとおり改正されました。

扶養親族等の区分	合計所得金額要件	
	改正後	改正前
同一生計配偶者	48万円以下	38万円以下
扶養親族	48万円以下	38万円以下
源泉控除対象配偶者	95万円以下	85万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者	48万円超 133万円以下	38万円超 123万円以下
勤労学生	75万円以下	65万円以下

- (注) 1 配偶者特別控除額の算定の基準となる配偶者の合計所得金額の区分についても、それぞれ10万円引き上げられています。
- 2 上記のほか、家内労働者等の事業所得等（いわゆる内職）の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が55万円（改正前：65万円）に引き下げられています。